

軽井沢町下水道事業等経営戦略

団 体 名：長野県 軽井沢町

事 業 名：軽井沢町公共下水道事業(公共)
軽井沢町農業集落排水事業(農集)

改 定 日：令和 7 年 3 月

計 画 期 間：令和 7 年度 ～ 令和 16 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	公共下水道事業 平成5年度 (供用開始後31年) 農業集落排水事業 平成10年度 (供用開始後26年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	全部適用 (令和4年4月1日 適用)
処 理 区 域 内 人 口 密 度	公共下水道事業 14.8人/ha 農業集落排水事業 16.2人/ha	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	公共下水道事業 2処理区(軽井沢処理区、軽井沢西処理区) 農業集落排水事業 2処理区(杉瓜地区、茂沢地区) ※令和4年度に農業集落排水事業の発地地区を公共下水道事業の軽井沢処理区へ統合した。		
処 理 場 数	公共下水道事業 2処理場(軽井沢浄化管理センター、軽井沢西浄化センター) 農業集落排水事業 2処理場(杉瓜処理場、茂沢処理場) ※発地処理場については、公共下水道事業の軽井沢処理区へ統合した際に廃止した。		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	共同化事業としては、公共下水道事業は処理場等の維持管理を公益財団法人長野県下水道公社による「佐久北広域管理事業」に、農業集落排水事業は排水処理施設の管理を長野県土地改良事業団体連合会に包括委託を依頼することにより、近隣市町との共同化に努めている。 最適化事業としては、令和4年度に、汚水処理全体の最適化を図るため、農業集落排水事業の発地地区を公共下水道事業の軽井沢処理区に統合した。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	・ 上水道の使用量を基準とした従量制を採用している。 (上水道以外の水を使用している場合は計測装置を取り付け使用量によって算定) ・ 基本使用料（1ヶ月当り10m ³ まで1,500円）と超過料金（150円/m ³ ～288円/m ³ ）により構成される。 ・ 使用料の改定を令和6年10月1日に実施した。						
業務用使用料体系の概要・考え方	・ 特になし						
その他の使用料体系の概要・考え方	・ 特になし						
条例上の使用料*2 (2 0 m ³ あたり) ※ 過去3年度分を記載	令和3年度	2,600	円	実質的な使用料*3 (2 0 m ³ あたり) ※ 過去3年度分を記載	令和3年度 公共農集	2,728 2,140	円
	令和4年度	2,600	円		令和4年度 公共農集	3,780 3,666	円
	令和5年度	2,600	円		令和5年度 公共農集	3,780 3,398	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。
*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。
令和3年度は企業会計移行による打ち切り決算年度

③ 組 織

職 員 数	・ 公共下水道事業は、5人体制で運営している。 ・ 農業集落排水事業は、1人体制で運営している。
事 業 運 営 組 織	・ 上水道・下水道・農業集落排水事業を同一部局で運営している。

(2) 民 間 活 力 の 活 用 等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	・ 公共下水道事業では、処理場等の管理を公益財団法人長野県下水道公社に包括委託しており、この委託費の中に光熱費、薬品費、汚泥処分費を含んでいます。 ・ 農業集落排水事業では、排水処理施設の管理を長野県土地改良事業団体連合会に包括委託しています。 ・ これらの委託により近隣市町との共同化を実施し、維持管理費の抑制に努めています。
	イ 指定管理者制度	・ 実施状況なし
	ウ PPP・PFI	・ 実施状況なし
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	・ 実施状況なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	・ 実施状況なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経 営 比 較 分 析 表 を 活 用 し た 現 状 分 析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表)を添付すること。
※経営比較分析表は10, 11ページを参照のこと

令和4年度に法適化したため、実績は1ヵ年分である。 公共下水道事業、農業集落排水事業ともに流動比率(1－③)は100%を超えており、これは保有現金と未収金を合わせた流動資産(翌年度に使用可能な金額)が翌年度の償還予定額と未払金を合わせた流動負債(翌年度に支払うことが確定している金額)を上回っていることを示しており、支払い能力に余裕があることが示されている。 公共下水道事業、農業集落排水事業ともに有形固定資産減価償却率(2－①)については50%を超えており、これは全体的に耐用年数の半分程度の時間が経過したことを示しており、今後の老朽化対策を充実させる必要があると考えられる。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

行政人口は令和5年度末時点で21,760人となっています。将来の人口予測では、当面は微増する傾向にありますが、令和12年度の22,004人をピークに減少傾向に転じ、令和16年度末には21,884人、令和27年度末には20,953人と減少すると予想されます。
水洗化人口は、計画期間内において横ばいであり、大きな変動はありません。
※実績値は軽井沢町人口異動調査結果。推計値は軽井沢町人口ビジョンに対し、令和5年度末実績に合わせて補正したもの。

(2) 有収水量の予測

有収水量は、水洗化人口が横ばいであり、他の増減要素もないことから、計画期間内において横ばいであり、大きな変動はありません。

(3) 使用料収入の見通し

汚水処理原価は、物価上昇に伴う維持管理費の増加により、今後上昇することが予想されます。
これに対し現行(令和6年10月1日改定)の使用料単価のままとした場合、物価上昇に伴う維持管理費の増加に伴い、経費回収率(汚水処理経費を下水道使用料でどれだけ補填できているかを示す指標)が徐々に低下することが予想されます。今後、使用料改定を行わなかった場合には、令和13年度以降、経費回収率が社会資本整備総合交付金の重点配分の要件である経費回収率80%を下回ることが予想されます。
よって使用料収入については、経費回収率を指標とした改定を想定しています。
令和11年度に使用料を上げ、直後の経費回収率を100%以上とし、計画期間内の経費回収率を80%以上となるような改定を行うことを想定した場合、現行の使用料体系に対して25%の値上げが必要となると試算されます。
施設整備のため、社会資本整備総合交付金の重点配分の要件である経費回収率80%以上を確保できる水準を想定しますが、使用料改定にあたっては今後の財政状況を注視しつつ詳細な検討が必要であると考えています。
※物価上昇率は、政府が示している「インフレ目標率:2.0%」を採用し、令和7年度以降の維持管理費等を対前年比2.0%増加するものとして推計しています。

(4) 施設の見通し

現時点では、施設計画について特に変更する予定はありません。

(5) 組織の見通し

現時点では現状維持を想定していますが、令和8年度にウォーターPPPの導入検討を行う予定であり、その際に適正な組織体制を合わせて検討する予定です。

3. 経営の基本方針

【方針】
ア) 安定的なサービスの提供
・ストックマネジメント計画に基づき、計画的な改築・更新を実施し、事業費の平準化を図ります。
イ) 経営基盤の向上
・公共下水道への未接続者に対し、広報にて呼びかけるほか、必要に応じて文書の送付及び個別訪問等を実施し接続の促進を図ります。
・使用料収入と施設の改築・更新費用とのバランスを踏まえて、使用料の適正化を図ります。

【改定のポイント】
・公営企業法適用様式への移行
・物価上昇等を反映した維持管理費、委託費、動力費等の上昇傾向等の的確な反映
・物価上昇率は、政府や日本銀行がインフレ目標として掲げている「毎年2.0%」を見込む
・物価上昇等を反映した上での安定的かつ持続可能な経営改革(使用料改定等)の検討
・下水道使用料の改定の必要性に関する検証及び経費回収率の向上に向けたロードマップを経営戦略へ記載(社会資本整備総合交付金等における重点配分要件)

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目	標	処理場及びポンプ場は、ストックマネジメント計画による更新工事や耐震化工事を実施し、施設の安全性を高めつつ、同計画の理念に基づき、工事費用の平準化を図ることとする。
---	---	---

ア)新規汚水整備事業 令和6年度末には、公共下水道事業(汚水)における整備を完了し、今後は維持管理や改築更新事業に重点を置くこととなります。 本管の整備は終了するものの、既設管に接続するための取付管・マス工事費として年間2～3千万円を予定しています。 イ)管路施設の改築更新事業等 令和5年度末における管路総延長は約131kmに達しており、最も古い管路施設は供用開始から31年が経過しています。法定耐用年数が50年であることから、供用開始後46年を経過する令和21年度前後に大規模改築の到来が想定されるため、今回の計画期間内では管路施設の改築に係る建設改良費を計上していません。今後の点検調査結果及びストックマネジメント計画の活用により見直しを図る予定です。 計画期間内における改築更新費については、令和7年度以降に調査点検費用として年間1,500万円を見込んでいます。 ウ)処理場・ポンプ場施設の改築更新事業等 ストックマネジメント計画による処理場及びポンプ場の耐震化工事及び改築更新工事を令和11年度までの期間で実施する予定です。そのための建設改良費を約13億円計上しています。 エ)農業集落排水事業 当面、新規整備や改築工事の予定はなく、修繕による対応を予定しています。 ※物価上昇率は、政府が示している「インフレ目標率:2.0%」を採用し、令和7年度以降の維持管理費等を対前年比2.0%増加するものとして推計しています。		
---	--	--

② 収支計画のうち財源についての説明

目	標	今後増加する建設改良費に対し、国庫補助金を最大限活用するとともに、企業債による財源確保を図り、世代間の公平化を保つこととする。
---	---	---

ア)建設財源(国庫補助金・企業債の活用) 多額の建設改良費を補填するために、国庫補助金を最大限活用し、残額に対しては企業債により資金を調達します。国庫補助金は10年間で約8億円、新規企業債の発行額は10年間で約4.9億円を予定しています。 近年企業債の発行を行っていませんでしたが、耐震化工事及び処理場更新工事の費用が大きいため、世代間の公平性を保つためにも企業債による財源確保を図ることとします。 イ)公共下水道事業の企業債残高・企業債償還金の見通し 今後、企業債の新規発行額が償還額よりも少額であるため、企業債償還金(元金及び利息)及び企業債残高は減少傾向となります。 ウ)農業集落排水事業の企業債残高・企業債償還金の見通し 企業債の新規発行予定はなく、企業債の償還のみを行うため、既存の企業債については令和12年度に完済予定です。		
---	--	--

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

ア)維持管理費について 公共下水道事業では、処理場の管理を公益財団法人長野県下水道公社に包括委託しており、この委託費の中に光熱費、薬品費、汚泥処分費を含んでいます。 農業集落排水事業では、排水処理施設の管理を長野県土地改良事業団体連合会に包括委託しています。 これらの委託により近隣市町との共同化を実施し、維持管理費の抑制に努めます。 イ)職員給与費等について 現在は6名体制(公共下水道事業5名、農業集落排水事業1名)で事業の全てを行っています。 職員給与費については、職員の人事異動等により年度間で若干の増減が発生する可能性はありますが、財政計画上は概ね変動がないものとして推計しています。 当面は現行どおりの体制を想定していますが、今後は事業量等に応じ、適正な人員配置に努めます。		
---	--	--

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

＊ (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

＊ 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	公共下水道事業では、農業集落排水事業発地地区を令和4年度より公共下水道に統合しましたが、残りの農業集落排水事業の地区は公共下水道区域から離れているため、これ以上の広域化は困難であると考えています。 共同化事業としては、公共下水道事業では公益財団法人長野県下水道公社による「佐久北広域管理事業」に包括委託を依頼し、農業集落排水事業では排水処理施設の管理を長野県土地改良事業団体連合会に包括委託し、近隣市町との共同化に努めています。今後とも、この取組みを維持し、経営の安定化に努めていきます。
投資の平準化に関する事項	公共下水道事業では、ストックマネジメント計画を策定し、改築更新費用の平準化を図っています。 農業集落排水事業では、大規模な投資計画はありません。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	国が推進している官民連携(ウォーターPPP)について、令和8年度から導入検討に着手する予定です。
その他の取組	・特になし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	物価上昇により汚水処理費が年々増加することを考慮すると、毎年同額の使用料収入を確保しても、経費回収率は悪化していきます。経営上の理想としては常に経費回収率100%が望ましいものですが、100%を大きく超える使用料収入は過剰収入として使用者の理解を得られにくいため、計画期間を通じて経費回収率が80%～100%となる改定幅が現実的であると考えます。 今後は「経営戦略改定」と「使用料改定」を一体的に検討し、概ね5年毎に見直します。
資産活用による収入増加 の取組について	・特になし
その他の取組	・特になし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	・従前どおり。 (他市町村における民間活力の活用等については、今後も様々な面で研究をしていく。)
職員給与費に関する事項	・特になし
動力費に関する事項	・最大需要電力による料金高騰に注意し、処理量を適切にコントロールし経費の節減に努めます。
薬品費に関する事項	・従前どおり。(包括委託活用による経費の削減等を実施済み)
修繕費に関する事項	・予防保全に努めライフサイクルコストの低減を図ることとします。
委託費に関する事項	・特になし
その他の取組	・特になし

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	PDCAサイクルにより、財務状況等を毎年評価し、経費回収率について計画と実績との乖離が著しい場合には、その原因調査と対策を図ります。 さらに、概ね5年毎に投資・財政計画を評価し、ストックマネジメント計画等の他計画との整合を図りつつ、経営戦略の改定を行い、効率的かつ安定的な下水道事業を持続できるよう、経営努力を続けていきます。 今後は「経営戦略改定」と「使用料改定」を一体的に検討し、概ね5年毎に見直します。
-------------------------	--

投資・財政計画【公共下水道事業】 (収支計画)

収益の収支(物価上昇2%・使用料改定:令和11年度に25%)

(単位:千円(税抜き),%)

区 分			年 度		令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (予算見込み)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		329,525	342,276	357,317	395,052	395,016	396,813	396,521	430,176	496,950	498,609	497,544	497,741	498,038	
		(1) 料 金 収 入		329,431	342,158	357,265	395,000	394,916	396,713	396,421	430,076	496,850	498,509	497,444	497,641	497,938	
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)															
		(3) そ の 他		94	118	52	52	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
		2. 営 業 外 収 益		437,273	432,750	426,519	367,112	381,010	406,262	402,392	390,699	338,866	363,609	382,991	409,582	432,380	
		(1) 補 助 金		140,000	137,000	130,307	76,200	90,000	121,000	112,000	99,000	44,000	73,000	90,000	115,000	146,000	
		他会計補助金(基準外)		37,690	74,071	16,455		26,952	33,048	37,666	36,601	19,061	24,807	28,533	42,973	44,763	
		他会計負担金(基準内)		102,310	62,929	113,852	76,200	63,048	87,952	74,334	62,399	24,939	48,193	61,467	72,027	101,237	
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入		296,582	295,460	295,970	290,864	290,865	285,117	290,247	291,554	294,721	290,464	292,846	294,437	286,235	
		(3) そ の 他		691	290	242	48	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145
収 益 的 支 出	収 益 的 支 出	収 入 計 (C)		766,798	775,026	783,836	762,164	776,026	803,075	798,913	820,875	835,816	862,218	880,535	907,323	930,418	
		1. 営 業 費 用		648,349	620,817	720,434	737,566	755,577	781,005	773,592	798,021	813,115	839,096	856,849	882,770	906,061	
		(1) 職 員 給 与 費		32,704	31,247	39,363	39,298	39,691	40,088	40,488	40,894	41,302	41,715	42,132	42,552	42,976	
		基 本 給 与 費		18,119	17,448	19,820	19,554	19,750	19,947	20,146	20,348	20,551	20,757	20,964	21,173	21,384	
		退 職 給 付 費															
		そ の 他		14,585	13,799	19,543	19,744	19,941	20,141	20,342	20,546	20,751	20,958	21,168	21,379	21,592	
		(2) 経 営 費 用		224,201	201,219	290,929	314,368	319,388	328,840	317,123	332,846	341,033	364,281	371,601	387,605	410,600	
		通 信 運 搬 費		302	596	200	206	204	208	212	216	221	225	230	234	239	
		修 繕 費		9,304	7,662	21,245	37,926	21,670	22,103	22,545	22,996	23,454	23,924	24,402	24,891	25,388	
		委 託 の 他		130,040	130,719	237,619	241,355	290,088	298,955	286,640	301,754	309,321	331,934	338,607	353,951	376,273	
支 出	支 出	そ の 他		84,555	62,242	31,865	34,881	7,426	7,574	7,726	7,880	8,037	8,198	8,362	8,529	8,700	
		(3) 減 価 償 却 費		391,444	388,351	390,142	383,900	377,370	390,264	405,417	409,708	418,146	420,214	429,972	439,206	438,811	
		(4) 除 却 費						19,128	21,813	10,564	14,573	12,634	12,886	13,144	13,407	13,674	
		2. 営 業 外 費 用		23,884	18,349	14,614	11,503	9,622	11,987	14,597	12,932	12,785	12,954	13,358	13,967	14,193	
		(1) 支 払 利 息		23,884	18,349	14,564	11,453	9,572	11,937	14,547	12,882	12,735	12,904	13,308	13,917	14,143	
		(2) そ の 他				50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	
		支 出 計 (D)		672,233	639,166	735,048	749,069	765,199	792,992	788,189	810,953	825,900	852,050	870,207	896,737	920,254	
		経 常 損 益 (C)-(D) (E)		94,565	135,860	48,788	13,095	10,827	10,083	10,724	9,922	9,916	10,168	10,328	10,586	10,164	
		特 別 損 益 (F)				3,431											
		特 別 損 失 (G)		11,367	605	1,500	1,500										
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		△ 11,367	△ 605	1,931	△ 1,500												
当年度純利益(又は純損失)(E)+(H)				83,198	135,255	50,719	11,595	10,827	10,083	10,724	9,922	9,916	10,168	10,328	10,586	10,164	
繰越利益剰余金又は累積欠損金(I)				83,198	218,453	269,172	280,767	291,594	301,677	312,401	322,323	332,239	342,407	352,735	363,321	373,485	
流 動 資 産	流 動 資 産	流 動 資 産 (J)		363,253	381,966	225,551	258,751	273,742	285,509	298,357	309,593	321,142	337,270	356,453	371,109	390,483	
		う ち 未 収 金		139,441	120,632	59,544	65,833	65,819	66,119	66,070	71,679	82,808	83,085	82,907	82,940	82,990	
流 動 負 債	流 動 負 債	流 動 負 債 (K)		257,967	159,656	144,542	132,594	121,465	112,148	98,392	81,586	66,517	54,929	52,445	52,191	51,017	
		う ち 建 設 改 良 費 分		151,847	142,888	120,298	106,397	94,849	84,745	71,965	53,849	38,098	24,572	21,478	19,891	16,800	
		う ち 一 時 借 入 金															
		う ち 未 払 金		106,120	16,768	24,244	26,197	26,616	27,403	26,427	27,737	28,419	30,357	30,967	32,300	34,217	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)																	
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額(L)																	
営業収益－受託工事収益(A)-(B)(M)				329,525	342,276	357,317	395,052	395,016	396,813	396,521	430,176	496,950	498,609	497,544	497,741	498,038	
地方財政法による資金不足の比率((L)/(M)×100)																	
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額(N)																	
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額(O)																	
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模(P)																	
健全化法第22条により算定した資金不足比率((N)/(P)×100)																	

投資・財政計画【公共下水道事業】

(収支計画)

資本的収支(物価上昇2%・使用料改定:令和11年度に25%)

(単位:千円(税抜き))

年 度		令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (予算見込み)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
区 分														
資本的 収支	1. 企 業 債				14,025	110,000	110,000		30,000	30,000	30,000	30,000	20,000	20,000
	うち 資本費平準化債													
	2. 他会計出資金													
	3. 他会計補助金(基準外)	226,682	77,245		145,692	101,397	89,849	84,745	71,965	53,849	38,098	24,572	21,478	19,891
	4. 他会計負担金(基準内)	5,603	5,755	5,912	4,308	5,000	5,000							
	5. 他会計借入金													
	6. 国(都道府県)補助金	25,100	32,825	81,000	90,250	189,300	221,500	98,900	143,000	100,000	102,000	104,000	106,100	108,200
	7. 固定資産売却代金													
	8. 工事負担金	36,560	54,778	36,444	14,900	500	500	300	300	200				
	9. その他													
	計 (A)	293,945	170,603	123,356	269,175	406,197	426,849	183,945	245,265	184,049	170,098	158,572	147,578	148,091
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
	純計 (A)-(B) (C)	293,945	170,603	123,356	269,175	406,197	426,849	183,945	245,265	184,049	170,098	158,572	147,578	148,091
	1. 建設改良費	97,147	120,003	289,250	222,261	382,560	436,250	211,270	291,450	252,674	257,728	262,881	268,132	273,483
	うち 職員給与費													
	2. 企業債償還金	202,286	151,847	142,888	120,298	106,397	94,849	84,745	71,965	53,849	38,098	24,572	21,478	19,891
	3. 他会計長期借入返還金													
	4. 他会計への支出金													
	5. その他													
	計 (D)	299,433	271,850	432,138	342,559	488,957	531,099	296,015	363,415	306,523	295,826	287,453	289,610	293,374
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	5,488	101,247	308,782	73,384	82,760	104,250	112,070	118,150	122,474	125,728	128,881	142,032	145,283
補填 財源	1. 損益勘定留保資金			233,056	52,830	82,760	104,250	112,070	118,150	122,474	125,728	128,881	142,032	145,283
	2. 利益剰余金処分数額													
	3. 繰越工事資金													
	4. その他	5,488	101,247	75,726	20,554									
	計 (F)	5,488	101,247	308,782	73,384	82,760	104,250	112,070	118,150	122,474	125,728	128,881	142,032	145,283
補填財源不足額 (E)-(F)														
他会計借入金残高 (G)														
企業債残高 (H)		908,791	756,944	614,056	507,783	511,386	526,537	441,791	399,825	375,978	367,879	373,307	371,830	371,940

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (予算見込み)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
区 分														
収益的 収支	収益的収支分	140,000	137,000	130,307	76,200	90,000	121,000	112,000	99,000	44,000	73,000	90,000	115,000	146,000
	うち 基準内繰入金	102,310	62,929	113,852	76,200	63,048	87,952	74,334	62,399	24,939	48,193	61,467	72,027	101,237
	うち 基準外繰入金	37,690	74,071	16,455		26,952	33,048	37,666	36,601	19,061	24,807	28,533	42,973	44,763
資本的 収支	資本的収支分	232,285	83,000	5,912	150,000	106,397	94,849	84,745	71,965	53,849	38,098	24,572	21,478	19,891
	うち 基準内繰入金	5,603	5,755	5,912	4,308	5,000	5,000							
	うち 基準外繰入金	226,682	77,245		145,692	101,397	89,849	84,745	71,965	53,849	38,098	24,572	21,478	19,891
合 計		372,285	220,000	136,219	226,200	196,397	215,849	196,745	170,965	97,849	111,098	114,572	136,478	165,891

投資・財政計画【農業集落排水事業】 (収支計画)

収益の収支(物価上昇2%・使用料改定:令和11年度に25%)

(単位:千円(税抜き), %)

年 度			令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (予算見込み)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
区 分															
収 益	1. 営 業 収 益 (A)	2,008	1,889	1,646	1,987	2,211	2,217	2,211	2,392	2,755	2,762	2,755	2,755	2,755	2,755
		(1) 料 金 収 入	2,008	1,889	1,645	1,986	2,210	2,216	2,210	2,391	2,754	2,761	2,754	2,754	2,754
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)													
	2. 営 業 外 収 益	(3) そ の 他			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		(1) 補 助 金	35,321	30,362	32,171	31,304	29,151	29,351	29,651	29,651	29,551	28,990	28,925	29,325	29,625
		他会計補助金(基準外)	26,500	22,000	24,200	23,200	21,200	21,400	21,700	21,700	21,600	21,600	21,800	22,200	22,500
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	他会計負担金(基準内)	22,824	18,896	20,816	20,143	18,400	18,711	19,101	19,176	19,143	19,431	19,775	20,175	20,475
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	3,676	3,104	3,384	3,057	2,800	2,689	2,599	2,524	2,457	2,169	2,025	2,025	2,025
		(3) そ の 他	8,821	8,362	7,971	8,104	7,951	7,951	7,951	7,951	7,951	7,390	7,125	7,125	7,125
	3. 収 入 計 (C)	37,329	32,251	33,817	33,291	31,362	31,568	31,862	32,043	32,306	31,752	31,680	32,080	32,380	32,380
収 支	1. 営 業 費 用	(1) 職 員 給 与 費	25,992	23,529	28,554	28,918	27,920	28,222	28,527	28,838	29,154	28,678	28,628	28,963	29,305
		基 本 給 付 費	4,986	5,063	6,311	6,402	5,114	5,165	5,216	5,268	5,321	5,375	5,428	5,483	5,537
		退 職 給 付 費	2,645	3,378	3,570	3,609	3,412	3,446	3,480	3,515	3,550	3,586	3,622	3,658	3,694
	(2) 経 費	そ の 他	2,341	1,685	2,741	2,793	1,702	1,719	1,736	1,753	1,771	1,789	1,806	1,825	1,843
		光 熱 水 費	9,509	7,846	11,893	12,187	12,476	12,727	12,981	13,240	13,503	13,775	14,050	14,330	14,618
		通 信 運 搬 費	931	750	1,258	1,258	1,285	1,311	1,337	1,364	1,391	1,419	1,447	1,476	1,506
	(3) 減 価 却 費	修 繕 費	59	59	74	72	73	75	76	78	79	81	83	84	86
		委 託 費	1,340	1,581	3,636										
		そ の 他	5,551	4,611	5,757	9,628	9,792	9,988	10,188	10,391	10,598	10,811	11,027	11,247	11,472
	(4) 除 却 費	そ の 他	1,628	845	1,168	1,229	1,326	1,353	1,380	1,407	1,435	1,464	1,493	1,523	1,554
支 出	2. 営 業 外 費 用	(1) 支 払 金	11,497	10,620	10,350	10,329	10,330	10,330	10,330	10,330	10,330	9,528	9,150	9,150	9,150
		(2) 支 払 金	1,012	1,138	715	571	440	329	239	164	97	50	19	19	19
		(3) 支 払 金	1,002	846	696	552	421	310	220	145	78	31			
	(4) 支 払 金	(2) そ の 他	10	292	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
		支 出 計 (D)	27,004	24,667	29,269	29,489	28,360	28,551	28,766	29,002	29,251	28,728	28,647	28,982	29,324
		経 常 損 益 (E)-(F)	10,325	7,584	4,548	3,802	3,002	3,017	3,096	3,041	3,055	3,024	3,033	3,098	3,056
	特 別 損 益 (F)-(G)	特 別 利 益 (F)													
		特 別 損 失 (G)	1,328		463	454									
		特 別 損 益 (F)-(G)	△ 1,328		△ 463	△ 454									
	当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		8,997	7,584	4,085	3,348	3,002	3,017	3,096	3,041	3,055	3,024	3,033	3,098	3,056
流 入	繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	24,162	31,732	36,243	38,781	41,807	44,845	47,962	51,024	54,101	57,337	62,418	67,564	72,669	72,669
		う ち 未 収 金	335	315	274	331	368	369	368	399	459	460	459	459	459
		流 入 計 (J)	7,529	7,344	7,351	6,670	5,865	5,066	4,811	3,693	3,074	1,148	1,171	1,194	1,218
	流 入 計 (K)	う ち 建 設 改 良 費 分	6,737	6,690	6,360	5,654	4,825	4,005	3,729	2,590	1,949				
		う ち 一 時 借 入 金													
		う ち 未 払 金	792	654	991	1,016	1,040	1,061	1,082	1,103	1,125	1,148	1,171	1,194	1,218
	累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)														
	地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)														
	営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		2,008	1,889	1,646	1,987	2,211	2,217	2,211	2,392	2,755	2,762	2,755	2,755	2,755
	地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)														
流 出	健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)														
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)														
	健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)														
	健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)														

投資・財政計画【農業集落排水事業】 (収支計画)

資本的収支(物価上昇2%・使用料改定:令和11年度に25%)

(単位:千円(税抜き))

年 度 区 分		令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (予算見込み)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
資本的 収支	1. 企 業 債													
	うち 資本費平準化債													
	2. 他 会 計 出 資 金													
	3. 他会計補助金(基準外)	4,000	4,500	4,400	3,300	3,275	2,446	1,626	1,350	211				
	4. 他会計負担金(基準内)													
	5. 他 会 計 借 入 金													
	6. 国(都道府県)補助金													
	7. 固定資産売却代金													
	8. 工 事 負 担 金		390											
	9. そ の 他													
	計 (A)	4,000	4,890	4,400	3,300	3,275	2,446	1,626	1,350	211				
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
	純計 (A)-(B) (C)	4,000	4,890	4,400	3,300	3,275	2,446	1,626	1,350	211				
	1. 建 設 改 良 費													
	うち 職員給与費													
	2. 企業債償還金	6,863	6,737	6,690	6,360	5,654	4,825	4,005	3,729	2,590	1,949			
	3. 他会計長期借入返還金													
	4. 他会計への支出金													
	5. そ の 他													
	計 (D)	6,863	6,737	6,690	6,360	5,654	4,825	4,005	3,729	2,590	1,949			
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	2,863	1,847	2,290	3,060	2,379	2,379	2,379	2,379	2,379	1,949			
補填 財源	1. 損益勘定留保資金	2,676				2,379	2,379	2,379	2,379	2,379	1,949			
	2. 利益剰余金処分数	187												
	3. 繰越工事資金		1,847	2,290	3,060									
	4. そ の 他													
	計 (F)	2,863	1,847	2,290	3,060	2,379	2,379	2,379	2,379	2,379	1,949			
補填財源不足額 (E)-(F)														
他会計借入金残高 (G)														
企業債残高 (H)		42,539	35,802	29,112	22,752	17,098	12,273	8,268	4,539	1,949				

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度 区 分		令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (予算見込み)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収益的 収支分		26,500	22,000	24,200	23,200	21,200	21,400	21,700	21,700	21,600	21,600	21,800	22,200	22,500
	うち 基準内繰入金	3,676	3,104	3,384	3,057	2,800	2,689	2,599	2,524	2,457	2,169	2,025	2,025	2,025
	うち 基準外繰入金	22,824	18,896	20,816	20,143	18,400	18,711	19,101	19,176	19,143	19,431	19,775	20,175	20,475
資本的 収支分		4,000	4,500	4,400	3,300	3,275	2,446	1,626	1,350	211				
	うち 基準内繰入金													
	うち 基準外繰入金	4,000	4,500	4,400	3,300	3,275	2,446	1,626	1,350	211				
合 計		30,500	26,500	28,600	26,500	24,475	23,846	23,326	23,050	21,811	21,600	21,800	22,200	22,500

経営比較分析表（令和4年度決算）

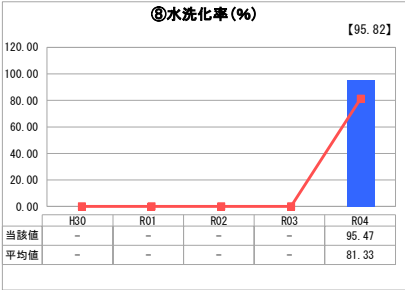
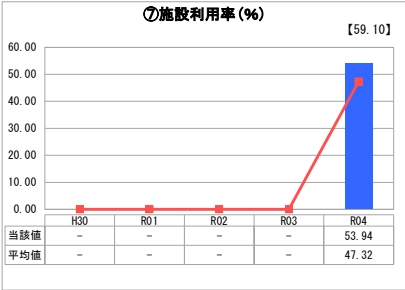
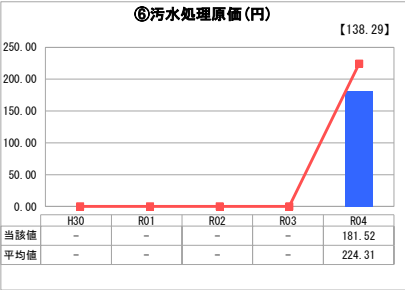
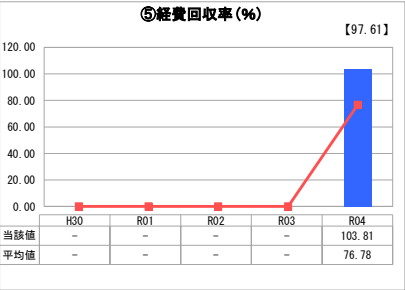
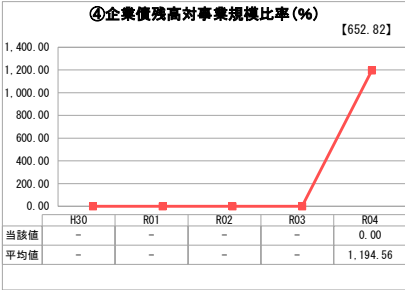
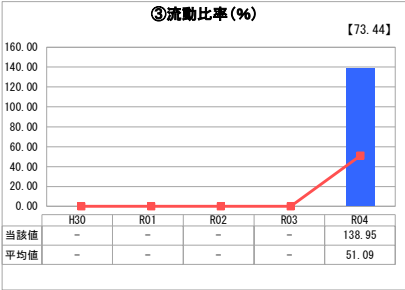
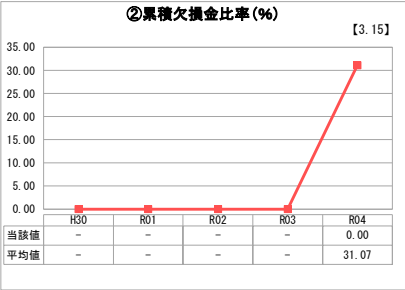
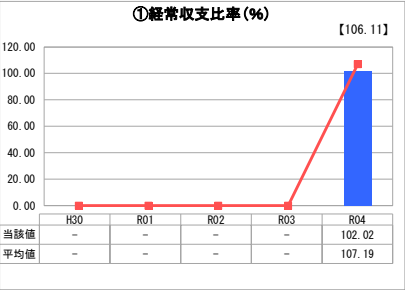
長野県 軽井沢町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家賃料金(円)
-	91.81	45.66	94.47	2,860

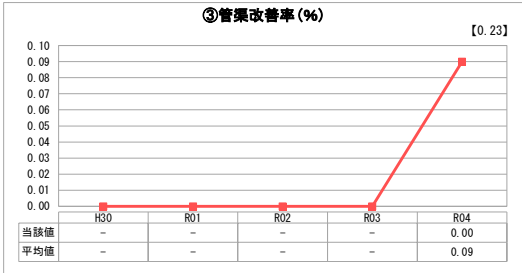
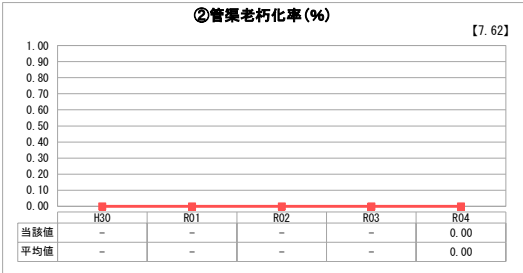
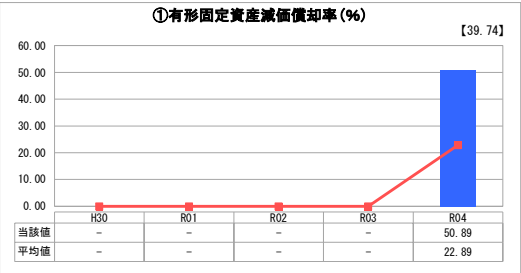
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
21,510	156.03	137.86
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
9,797	6.62	1,479.91

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①経常収支比率
当該指標は、起債元利償還金の減少により、100%を上回っているが、今後人口減少による使用料収入の低下により、100%を下回る可能性がある。汚水処理費の削減に引き続き努めるほか、経営戦略に基づいた適正な使用料収入の確保を検討していく。

②累積欠損金比率
当該指標は、現在0%であるが、終末処理施設の老朽化に伴い維持管理経費が増大するため、更なる維持管理経費の削減、接続率の向上への取組を進める。

③流動比率
流動比率は類似団体の平均値を大きく上回る数値となっている。数値は0となっている。

④企業債残高対事業規模比率
企業債の償還金を一般会計からの繰入金ですべて賄っているため、数値は0となっている。

⑤経費回収率
処理施設の維持管理を複数市町で委託するなど汚水処理費の削減に努めている。

⑥汚水処理原価
処理施設の維持管理を複数市町で委託するなど、施設の効率的な管理・運営を行っている。類似団体の平均値よりも低い数値となっているが、終末処理施設の老朽化に伴い、今後施設の更新費用が増大するため、更なる維持管理費の削減、接続率の向上への取組を進め、有収水量の増加に努める。

⑦施設利用率
令和4年度の施設利用率は、類似団体平均値を上回っている。当時は季節により観光人口が増加するため、現在の施設利用率を維持していく予定である。

⑧水洗化率
水洗化率は類似団体の平均値を上回る数値となっている。

2. 老朽化の状況について

軽井沢町下水道ストックマネジメント計画を策定し、処理施設、管路施設の点検調査を実施している。

今後、経営戦略、下水道ストックマネジメント計画に基づき、経営状況とのバランスを考慮し、資産管理の最適化、更新費用の平準化を図ることとしている。

全体総括

下水道事業の供用開始から約30年が経過し、処理施設の更新時期を迎えており、ストックマネジメント計画に基づいた施設管理の最適化、更新費用の平準化を図っていく予定である。

管渠の改善については実施していないものの、ストックマネジメント計画に基づき、点検調査を行っている。

令和4年度に公営企業会計への移行のほか、経営戦略に基づいた経営基盤の強化への取り組みを進める。

今後より一層、安定した下水道経営の実現、持続的なサービスを提供していくため経営基盤の強化への取り組みを進めていく。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

経営比較分析表（令和4年度決算）

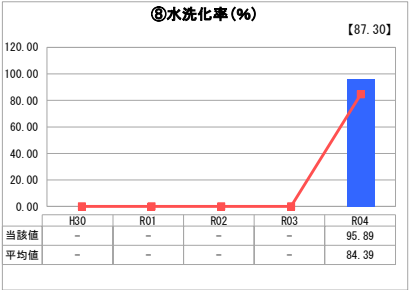
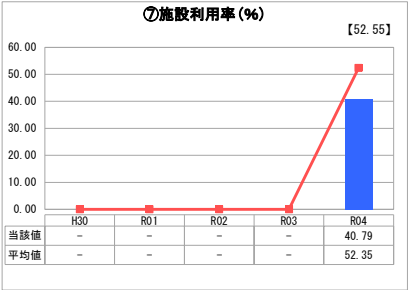
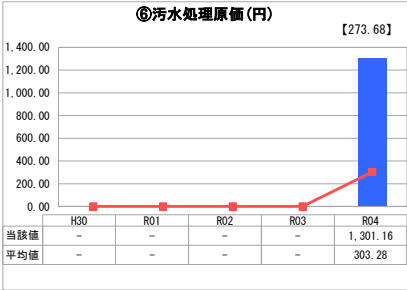
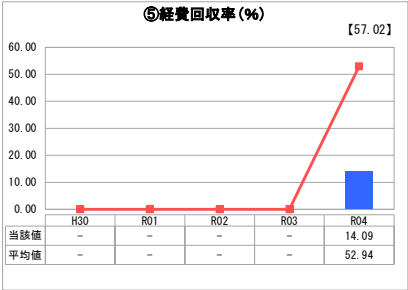
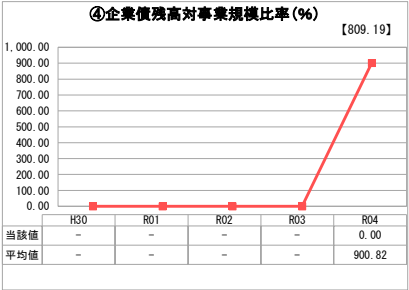
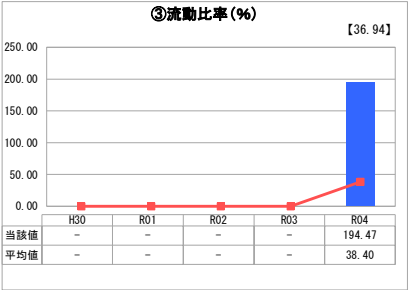
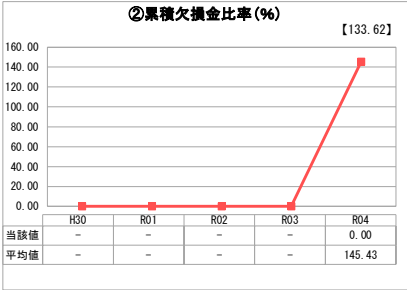
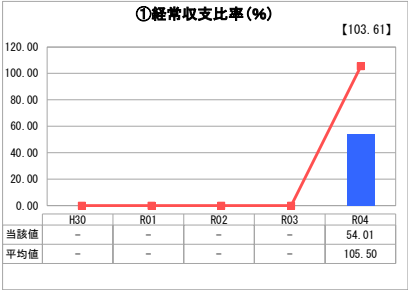
長野県 軽井沢町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家賃料金(円)
-	86.42	0.68	95.85	2,860

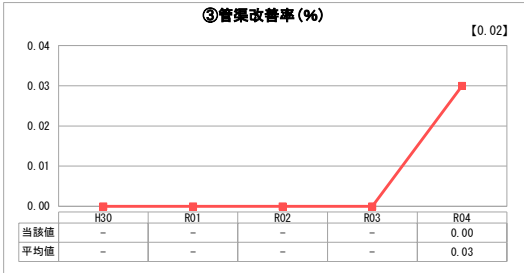
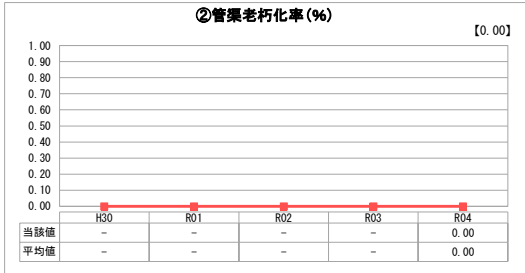
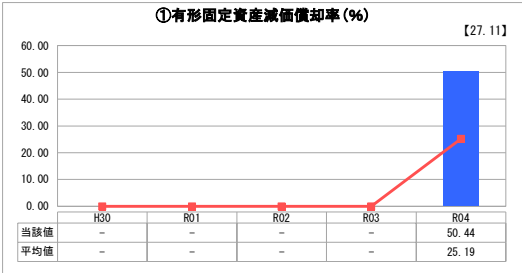
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
21,510	156.03	137.86
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
146	0.09	1,622.22

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①経常収支比率と⑤経費回収率はともに100%を下回っており、使用料で回収すべき経費が賄えておらず使用料以外の収入に依存している状況にあります。今後も集落の人口減少が見込まれるため、有収水量の減少に起因した料金収入の減少が見込まれます。

②累積欠損金比率
当該指標は現在0%ですが、人口減少による使用料収入の減少が見込まれるため、使用料改定を含めた検討が必要です。

③流動比率
流動比率は類似団体の平均値を大きく上回る数値となっています。

④企業債残高対事業規模比率
企業債の償還金を一般会計からの繰入金ですべて賄っているため、数値は0となっています。

⑥汚水処理原価
類似団体の平均値を大きく上回っており、維持管理費削減が必要となっています。農業集落排水処理施設のうち、1処理施設を公共下水道へ接続したことで、年間有収水量が減少し、このような数値となりました。初期投資はかかるものの、将来的な経費削減を見込んでいます。

⑦施設利用率
今後の人口減少により利用率低下が懸念されます。

⑧水洗化率
水洗化率は、類似団体の平均値との比較でも、高い水準を維持しています。

2. 老朽化の状況について

日々の点検・管理等により施設の修繕等を行っています。経営状況とのバランスを考慮し、施設管理の最適化、更新費用の平準化を図ることとしています。

全体総括

経費抑制に向け、県・町で共同作成した軽井沢町『水循環・資源循環のみち2015』構想の1つである、農業集落排水施設の統廃合を実施し、3施設ある農業集落排水処理施設のうち、1処理施設を公共下水道へ接続しました。

今後も人口減少等による料金収入の減少が見込まれていますが、経営戦略の策定・令和4年度からの公営企業会計への移行などにより、経営基盤強化への取り組みを進めています。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

【国庫補助金の要件における経営戦略の位置付け】

当町では、公共下水道施設更新のため、国の補助金である社会資本整備総合交付金を活用しており、交付要件を満たす必要があります。

1. 社会資本整備総合交付金等の交付要件

社会資本整備総合交付金については、「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について（国水事第 56 号、令和 2 年 3 月 31 日）」6.(2)のとおり、令和 2 年度以降、少なくとも 5 年に 1 回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証及び経費回収率の向上に向けたロードマップ（以下、「ロードマップ」という。）の経営戦略への記載等を交付要件としているところです。

【経営戦略におけるロードマップ関連記載事項】

- ①経営健全化に関する定量的な業績指標及び目標年限
- ②収入増加・支出削減のための具体的取組及び実施時期
- ③収支構造の改善の要否等について、少なくとも 5 年に 1 度の頻度で、定期的な検証・見直しを行う旨

2. 社会資本整備総合交付金等における重点配分要件

社会資本整備総合交付金等における重点配分要件については、「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項（令和 2 年 7 月 22 日付け 国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課事務連絡）」のとおり、公営企業会計を適用した地方公共団体においては、以下のいずれにも該当しないことが要件とされています。

- ①経費回収率の向上に向けたロードマップに定めた業績目標を達成できていない
- ②令和 7 年度以降、供用開始後 30 年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が 150 円/m³（税抜）未満であり、かつ経費回収率が 80%未満であり、かつ 15 年以上経費回収率向上のための使用料改定を行っていない

※本町においては、令和 6 年 10 月 1 日に使用料改定を行ったことにより、②の要件を満たしています。

【軽井沢町経営戦略におけるロードマップ関連記載事項】

① 計画期間（令和 7 年度～令和 16 年度）を通じて、経費回収率を 80%以上とする。

② 今後、使用料改定を行わなかった場合（単純試算）は、物価上昇に伴う維持管理費の増加に伴い、令和 13 年度以降の経費回収率が目標値である 80%を下回ることが予想される。

計画期間内の経費回収率を 80%以上で維持するには、使用料の改定を令和 11 年度に実施する必要があると予想され、その改定率は、現行の使用料収入体系に対して 25%と試算している。

経費回収率に関するロードマップ（公共下水道）

単純試算	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
経費回収率(%)	91.9	92.3	87.5	88.2	84.7	82.8	78.3	76.1	73.0	69.3
使用料単価（円/㎥）	217									
汚水処理原価（円/㎥）	236	235	248	246	256	262	277	285	297	313
使用料改定有	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
経費回収率(%)	91.9	92.3	87.5	88.2	91.8	101	95.6	92.9	89.2	84.6
使用料単価（円/㎥）	217					→ 25%	265			
汚水処理原価（円/㎥）	236	235	248	246	256	262	277	285	297	313
最低限維持すべき目標	計画期間を通じて「80%以上」									

※経費回収率 = 使用料単価 ÷ 汚水処理原価（小数点第 2 位を切り捨て）

③ 概ね 5 年毎に投資・財政計画を評価し、ストックマネジメント計画等の他計画との整合を図りつつ、経営戦略の改定を行い、効率的かつ安定的な下水道事業を持続できるよう、経営努力を続ける。

ただし、決算時において経費回収率が 80%を下回ることが判明した場合には、その時点で経営戦略の見直しを図るものとする。